

高知運輸支局大津庁舎作業環境測定業務 仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「高知運輸支局大津庁舎作業環境測定業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

(概要)

第2条 本業務は、「人事院規則 10-4 第 15 条」に基づき、高知運輸支局大津庁舎(以下「庁舎」という。)の作業環境測定等を行うものである。

(業務履行場所)

第3条 業務履行場所は、以下のとおりとする。

高知市大津乙1879-1 高知運輸支局大津庁舎

(業務履行期間)

第4条 業務履行期間は、以下のとおりとする。

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 庁舎の空気環境測定作業

受注者は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の計6回庁舎の空気環境測定を行わなければならない。日時については、事前に支局担当職員と協議のうえ決定するものとする。

測定の結果については、測定後1月以内に支局担当者に提出し、以下の管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、報告するものとする。

測定項目等は以下のとおりとする。

1. 測定場所

| | |
|----------|-----|
| 庁舎1階執務室 | 1箇所 |
| 庁舎2階執務室 | 1箇所 |
| 外気(温度のみ) | 1箇所 |

2. 測定項目、測定機器等及び管理基準値

| 測定項目 | 測定機器等 | 管理基準値 |
|-------------|--------------------------------------|------------------|
| 1.一酸化炭素の含有率 | 検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの | 100 万分の 10 以下 |
| 2.二酸化炭素の含有率 | 検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの | 100 万分の 1,000 以下 |

| | | |
|--------|--|---|
| 3.温度 | 0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの | ①17度以上 28度以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合、その差が著しくないこと |
| 4.相対湿度 | 0.5 度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの | 40%以上 70%以下 |
| 5.気流 | 0.2m/s 以上の気流を測定することのできる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの | 0.5m/s 以下 |

3. 測定位置等

室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に執務室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の高さで測定する。

外気(温度のみ)については、1 階出入口付近で測定する。

(2) 庁舎のネズミ等の防除作業

実施箇所は、庁舎の給湯室(2箇所)を基本とする。

受注者は、原則9月及び3月の年2回、ネズミや衛生害虫等の生息状況等を調査するものとする。

薬剤を使用する場合は、比較的無臭性で人体に無害なものとし、かつ残留効果のあるものとする。

実施結果は、報告書に記載し、その都度提出するものとする。

実施にあたっては、事前に支局担当職員から了承を得るとともに、その他作業の詳細については協議するものとする。

(3) 廃棄物の処理

本業務の作業で発生した廃棄物等は、各種法令に基づき、分別し、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理しなければならない。

(4) 帳簿書類作成

受注者は、作業環境測定上必要な事項を記載した帳簿書類を作成し、支局担当者に提出しなければならない。

(注意事項)

第6条 本業務の実施にあたっては、下記事項に留意し実施しなければならない。

(1) 業務は迅速かつ効率的に行い、遺漏のないようにすること。

(2) 業務の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他の事故が発生しないよう十分注意し、発注者の執務に支障のないよう配慮すること。

- (3)業務実施中は、指定以外の場所に立ち入らないようにすること。
- (4)作業員は、清潔な服装に心掛けるとともに、名札を着用すること。

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(守秘義務)

第7条 業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第8条 その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者が協議のうえ定めるものとする。